

## 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域共生社会の実現に向け、制度の狭間に落ち込む複雑化・複合化した地域生活課題や、支援ニーズに地域福祉の関係機関や地域活動団体等(以下「多機関」という。)が分野横断的に連携して取り組む「包括的な支援体制」を構築することを目的とし、八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

### (位置づけ)

第2条 ネットワーク会議は、社会福祉法(以下、「法」という。)第106条の4に定める重層的支援体制整備事業に基づき、多機関と連携して福祉施策の推進を図る実務者協議の場(重層的支援会議)として位置づける。

2 法のほか、別表1に掲げる関係法令で定める協議の場として位置づける。その場合、前条に掲げる目的及び本位置付けの範囲で協議を行うこと。

3 ネットワーク会議で個別事案の事例検討や包括的な支援の評価等、個人情報を含む検討を行う場合、法第106条の6に定める「支援会議」として開催することができる。

### (所掌事項)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多機関で把握した地域生活課題や支援ニーズの共有
- (2) 多機関の支援内容に関する情報共有
- (3) 包括的な支援体制の構築に向けた協働による取組の検討及び実施
- (4) 法第106条の6に定める「支援会議」で作成された支援プランの評価
- (5) 複雑化・複合化した支援困難事例の検討
- (6) 別表1に掲げる協議の場として行う情報共有や協議等
- (7) その他、包括的な支援体制の構築に向けて必要な事項の調査・検討

### (組織)

第4条 ネットワーク会議は、別表2に掲げる各関係機関の実務者で組織する。

- (1) 会長は、福祉部福祉政策課長をもって充てる。
- (2) ネットワーク会議に副会長を置き、副会長は会長が指名する。
- (3) 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総括する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(招集及び開催)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、前条の規定に基づく者以外の者にネットワーク会議への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 前条の規定によりネットワーク会議に出席する者(以下「出席者」という。)は、ネットワーク会議またはネットワーク会議の係る事務の遂行において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(部会)

第7条 地域生活課題のうち、特定の個別課題を多機関で検討する場として、ネットワーク会議に専門的な協議を行う部会を設置することができる。

2 部会の設置は、ネットワーク会議での協議を経て会長が決定する。

(1) 部会に参画する委員(以下「部会委員」という。)は、別表に掲げるネットワーク会議の委員から会長が選任する。

(2) 部会には、部会委員から選任する部会長を置き、部会長は会務を総括する。

(3) 前項の規定に関わらず、部会委員として地域活動団体や医療関係者など、必要な関係者の出席を求める場合は、第5条の規定に準じ、部会長が選任する。

3 部会の運用及び事務局は、第9条の規定に関わらず、当該個別課題を中心となって取り組む組織(以下「部会事務局」という。)が担うものとする。

(1) 部会事務局は、設置目的や部会委員等を記した(別記様式1)をネットワーク会議の事務局に提出する。

(2) 部会事務局は、部会の設置目的や委員等を定めた設置要領(別記様式2)を定めること。なお、法のほか、関係法令の定めにより施行された要綱等をもってこれに代えることができる。

(3) 部会に要する費用は、それぞれ部会事務局で負担する。

(4) 部会で協議された事項は、部会事務局がネットワーク会議で報告する。

(5) (1)から(4)に定めるほか、部会運営に必要な事項は部会長が決定する。

(部会の位置づけ)

第8条 部会の位置づけは、第2条の規定に準じる。

(事務局)

第9条 ネットワーク会議の事務局は、福祉部福祉政策課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

名称	関係法令
消費者安全確保地域協議会	消費者安全法（平成21年法律第50号） 第11条の3
支援調整会議	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第15条
八王子市若者支援地域協議会	子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号） 第19条第1項

別表2（第4条関係）

専門的な相談・ 支援機関	八王子市福祉部高齢者福祉課
	八王子市福祉部障害者福祉課
	八王子市福祉部生活自立支援課
	八王子市福祉部福祉政策課
	八王子市健康医療部保健対策課
	八王子市健康医療部成人保健課
	八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課
	八王子市子ども家庭部こども家庭センター
	八王子市子ども家庭部青少年若者課
	子ども若者育成支援センター（はちビバ）
	八王子市市民活動推進部男女共同参画課
	八王子市市民部消費生活センター
	八王子市まちなみ整備部住宅政策課
	八王子市学校教育部教育指導課
	八王子市生涯学習スポーツ部生涯学習政策課